



## はじめに

我が国は急速な高齢化が進展し続けている。高齢化の進展に伴い、介護ニーズも多様化・複雑化している現状において、介護福祉士によるケアも高度なものが求められている。本学においても、質の高い介護福祉士を養成するため、講義・演習・実習といった三つの形態での学修を実践しながら資格取得に向け養成カリキュラムが展開されている。介護福祉士養成を行っている介護福祉士養成施設で展開される講義・演習では、科目間連携が重要視され、領域ごとの専任教員が連携を図りながら授業が展開されている。とりわけ、領域「介護」で実施することになっている介護実習は介護福祉士養成施設外で展開されることから、施設・事業所の介護実習指導者と介護福祉士養成施設の専任教員との連携が不可欠である。

さらに、介護福祉士を目指す学生への教育・指導を担う介護実習指導者と介護福祉士養成施設の専任教員は、二者間の連携を図ることはもとより、介護実習指導者や介護福祉士養成施設の専任教員から教育・指導を受ける実習生との連携も視野に入れた関わりを検討していくことも求められる。さらには、関わりの深化が求められる。つまり、三者間連携が重要である。

## I. 研究の背景と目的

急速な高齢化の進展に伴い介護ニーズは増大し続けている。そのニーズは多様化・高度化さらには複雑化している現状にある。この現状に対応するために、介護人材の量的な確保と質的な確保が重要視され、対策が講じられている。量と質の確保については、厚生労働省が設置した社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会にて検討が重ねられている。2015年に公表された、「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」にて具体的な方策が組み立てられている。中でも、介護人材の中核を担う介護福祉士に関しては求められる姿についても言及されており、それらは介護ニーズの多様化・高度化に関連<sup>1)</sup>している。

介護福祉士とは、介護における利用者や家族、社会からのニーズに応えるための専門職である。2020

年10月末日現在で1,753,611人<sup>2)</sup>が資格登録を行っている名称独占の国家資格である。介護福祉士の業務は、社会福祉士及び介護福祉士法によって業務規定がされている。

また、介護福祉士は社会からのニーズに応えるための専門職であるという性質上、その時々ニーズによって業務規定が変遷している。

1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法において介護福祉士は、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする」<sup>3)</sup>というような業務規定がされていた。これにより介護福祉士は、入浴・排せつ・食事、三大介護に代表される身体介護を中心とした業務を担うとされていた。この業務規定においても、特に認知症高齢者の増加などの社会的ニーズの変化が背景となり、見直されることとなった。

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正では、「介護福祉士の名称を用いて、専門的な知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障があるものにつき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう」<sup>4)</sup>というように、身体的なニーズに加えて精神的ニーズの充足も介護福祉士の業務と位置付けられた。

さらに社会的ニーズとして、医療ニーズを持つ利用者への対応が求められることとなり、2011年に社会福祉士及び介護福祉士法は改正されることとなる。改正の内容として「介護福祉士の名称を用いて、専門的な知識及び技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障があるものにつき①心身の状況に応じた介護②（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう」<sup>5)</sup>ことと

なった。限定的ではあるが一部医療行為を担うことになった介護福祉士の業務は領域と共に拡大の一途を遂げている。

一方、介護福祉士が担うものは要介護者や家族への支援にとどまらない。介護福祉士の担うべき機能の検討や整理について、2015年に「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」が厚生労働省の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で検討されている。ここでは、介護人材の中核的な役割を担う者として介護福祉士が取り上げられ、「利用者の能力を引き出す力」「観察力等を含む業務遂行力」「他職種との連携力」「指導力」「改革・改善力」「マネジメント力」<sup>6)</sup>が求められている。

以上のように、介護福祉士は要介護者や家族への支援、そして、同職種への指導・教育を担っており、介護福祉士になるための教育内容も多岐にわたっている。このような介護福祉士養成のためには、実際にこれらの役割を担っている介護実習施設の存在が欠かせない。そして、介護実習施設の実習指導者と連携を図ることで、介護福祉士を目指す学生の成長に加えて、介護福祉士養成課程そのものの発展が期待できる。

これまでの本学における介護福祉士養成課程においても、介護実習指導者と介護福祉士養成施設の専任教員は連携を図ってきた。そのうえで、介護福祉士養成課程に在籍している学生へ教育をしてきたが、本学開学当初から行っている介護福祉士養成、特に介護実習において、三者が一つの方向を目指し進んでいるのかの検証が必要な時期であるのではないだろうかという考えに至った。

また、日本介護福祉士会による介護福祉士養成における効果的な介護実習のあり方に関する調査研究が行われているがその調査研究の中で、介護実習施設と介護福祉士養成施設との連携について考察されていた。基本事項として、事前打ち合わせの重要性や実習の意義・目的の共有、介護実習科目に係る研修の共同実施等の必要性<sup>7)</sup>についても言及されている。

そこで本研究は、介護福祉士養成施設における専任教員、介護実習受け入れ施設の実習指導者、介護

実習を経験した学生の語りをもとに、本学における介護実習受け入れ施設と介護福祉士養成施設における専任教員、そして介護実習を経験した実習生の連携における現状を分析することを目的とした仮説生成研究を行う。

## II. 介護福祉士養成課程における介護実習の位置づけ

### 1. 介護福祉士養成課程における介護実習の教育内容の変遷

ここでは、介護福祉士養成課程の中でも本研究で取り上げる介護実習に焦点をあて、規定されている教育内容の変遷を概観する。

介護福祉士が創設されてカリキュラムが改正されているが、介護実習においては実習時間の450時間は創設当初から増減はない。実習における実習内容は少しずつ変遷をみせている。その変遷をまとめる。

1987年に介護福祉士資格が定められた際、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について（通知）」が出された。その時の介護実習の目標及び内容は表1としてまとめることができる。

介護福祉士資格が定められた1987年当時の介護実習の時間数は、現行と同時間の450時間ではあるが、実習に係る目標と内容は、介護実習により培う力が明確に明示されていることに特徴をみる。また、介護保険制度施行前であることが背景にあるのか、実習配属先の区分が現在ほど多様ではなく、「施設」と「在宅」に区分されていることが特徴である。段階区分と段階ごとの実習期間も設定されている。

次に、2007年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、介護福祉士養成課程におけるカリキュラムが改正された。この改正は抜本的な改正ともいわれている。まず、これまでの科目名称が大きく変更されたこと、養成科目が三つの領域に区分されたこと等が代表的な変更である。その時に示された介護実習に係る教育内容とねらいが表2である。

介護福祉士資格が定められた当初のカリキュラムで設定されていた、第1段階から第3段階といった段階区分がなくなったことと、それぞれの段階での実習期間の目安がなくなったことに特徴がある。こ

表1 介護実習の目標と内容<sup>8)</sup>

目 標
1. 講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う。 2. 日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住設備機器や福祉用具の知識と活用能力を養う。 3. 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。 4. 施設介護実習では、施設の運営や在宅介護との連携並びに通所サービスにも参加し、要介護老人、障害者等に対するサービス提供全般における介護の職務の理解を深める。 5. 訪問介護実習では家庭を訪問して介護を行う訪問介護について理解を深める。
内 容
1. 施設介護実習 学生の講義、演習、学校内実習の進度に応じて、3段階に分けて実習させることが望ましい。 1) 第1段階(2~3週間) コミュニケーション関係が比較的可能な障害者施設と老人施設を実習施設とし、利用者との人間的ふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ばせる内容とする。そのため、指導者は2~4名の利用者を学生のために定めて初歩的な日常生活援助を指導する。また、1週のうち1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。 2) 第2段階(4~5週間) 重度生活障害を有する障害者または老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ばせる内容とする。また、医療・介護の関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法についても学ばせる。指導者の指導指針は、第1段階に準ずるが、より多くのケースカンファレンス時間を準備し、利用者の介護需要に対応した水準の向上に留意する。状況によっては帰校日を定めることを企画してもよいこととする。 3) 第3段階(4週間) 施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について理解させると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学ばせ、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。指導者の指導指針は、第2段階に準ずるが、状況によって、夜勤介護プログラムの導入ができればより望ましい。 2. 訪問介護実習 老人居宅介護等事業の訪問介護員、入浴サービス及び在宅介護支援センター(訪問)の介護職員との同行訪問が望ましい。 1) 実習の時期は、施設実習の第2段階終了後が望ましい。 2) 施設実習とは異なる訪問介護の特性を学ばせる内容とする(生活形態、家族との関係、自立支援、家族への援助、保健医療との連携など)。 3) 個別の介護過程の展開について学ばせる。 4) 居宅サービスを調整するための保健医療福祉関係者の集まる会議へ参加することが望ましい。

これは、この教育カリキュラムの見直しで述べられている、領域の教育内容ごとにその裁量で科目編成を行うことができる<sup>9)</sup> という記述に由来していると考えることができる。

そして、現行の介護福祉士養成課程のカリキュラムであるが、ここでは、前回のカリキュラム改正で示されていなかった留意点が明示されている。想定される教育内容の例に基づいた養成教育を行っていたが、「領域間で関連・重複する教育の内容の整理を含め、【教育に含むべき事項】の趣旨を明確にするため、指針に【留意点】を追加。」<sup>10)</sup> された。その

ため、留意点が項目として新設され、より具体性をもった教育内容が示されることとなった。新カリキュラムの教育内容のねらいは表3、新カリキュラムにおける留意点や想定される教育内容の例を整理したものは表4である。

以上のように、介護福祉士養成課程における介護実習の教育内容はその時々、社会的ニーズの変化により改正が行われている。



表2 領域「介護」介護実習（450時間）における教育内容とねらい<sup>11)</sup>

ねらい
(1) 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。
(2) 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。

表3 介護福祉士養成課程新カリキュラム「介護実習」における教育内容のねらい<sup>12)</sup>

ねらい
(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。
(2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。

表4 介護福祉士養成課程新カリキュラム「介護実習」における教育に含むべき事項と留意点、想定される教育内容の例<sup>13)</sup>

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例
①実習を通じた介護過程の展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた介護過程の展開
②多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた多職種連携の実践
③地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1) 対象者の生活を地域との関わり 2) 地域拠点としての施設・事業所の役割

## 2. 実習施設と教育機関との連携の現在

ここでは、実習施設と教育機関との間で図られている連携の現在や在り方について先行研究をもとに整理する。

介護実習指導のためのガイドライン（日本介護福祉士会）によると、介護実習施設と介護福祉士養成とのきめ細やかな連携が重要である<sup>14)</sup>と述べられている。介護実習の開始までに十分な知識や技術の習得ができていないことから、介護福祉士養成施設が教授している学修内容と学生個人の学修内容の習得の状況を介護実習施設の実習指導者を中心に伝えて

いくことを連携の一つとしている。さらに同ガイドラインでは、実習体制の連携についても述べており、実習生と介護実習指導者、介護福祉士養成施設専任教員の三者間連携にとどまらず、多くの人（介護実習施設の施設長や管理者、介護実習担当者、介護実習施設に配置されている他の専門職、利用者、介護職員、介護福祉士養成施設長、介護福祉士養成施設教員）も相互に関わり、チームで介護実習を展開することを検討し、教育する必要性<sup>14)</sup>についても言及している。

また、荒木ら（2015）は、介護実習における連携

を、介護実習施設と介護福祉士養成施設にとどまらず、他の介護実習施設の介護実習指導者との連携も求められている<sup>15)</sup>と述べている。介護実習は、前述のとおり、1987年の介護福祉士資格が定められた時期は限られた分野の実習施設であったが、現在は介護実習先も多岐にわたる。多種多様な介護ニーズを解決していく介護福祉士を養成するという、広義での人材育成のための連携が重要であると考ええる。

連携という言葉は様々な場面で多用されており、個々人で連携の解釈が異なることもある。連携という言葉はともすれば便利な言葉である。しかし、同場面において連携における解釈が異なれば、それは連携とは言えず、ややもすると関係性に軋轢を生むことにもなりかねない。したがって、介護実習における連携の捉え方について、連携という言葉が示す事柄の明確化を目的としたチームを構成していくことも必要であると考ええる。そして、介護実習における課題の可視化を目的とした連携体制をさらに強化することが求められる。

### Ⅲ. 研究の方法

#### 1. 調査の概要

##### 1) 調査の方法

2019年2月に本学で行われた「介護の講演会」における音声データをもとに、発表の内容をテキストデータ化するという方法で行った。なお、研究協力者の属性および詳細な分析方法については、後に詳細を述べる事とする。

##### 2) 「介護の講演会」の内容

長崎国際大学人間社会学部福祉学科において、はじめての試みである「介護の講演会『未来予想図』」を開催した。講演会は、介護福祉士養成における介護実習指導者と介護福祉士養成施設の専任教員の役割を明確にし連携を図ることで、学生の介護実習における教育に関して現状を把握することを目的として実施した。

参加者は、介護実習施設の介護実習指導者ならびに介護職、本学社会福祉学科の介護福祉士養成施設の専任教員と実習生である。「介護の講演会」の構成は、第1部と第2部に編成し、第1部では、本学の介護福祉士養成施設の専任教員が「本学の実習現

状と養成校の役割について」について講演が行われた。

また、介護福祉クラスの学生3名より、「介護実習に臨んでいる学生の立場から」といったテーマでそれぞれに発表を行い、介護実習指導者より「介護福祉実習指導者としての役割について」の講演が行われた。

第2部では、第1部による講演で介護実習の現状を把握したうえで、本学の介護福祉士養成施設の専任教員がパネリストとなり、パネルディスカッションを行った。その内容は、「実習施設と連携し実習教育を高めるために、私達にできることは？」といったテーマであった。パネルディスカッションの構成員は、介護実習指導者2名、介護教員1名、実習生2年生・3年生・4年生より各1名であった。

講演会の最後には、会場の介護実習施設の介護職員や介護実習指導者、介護福祉クラスに在籍する学生からの質疑を設けた。介護実習施設毎で異なる指導にならない様に、介護実習指導者と介護福祉士養成施設の専任教員があらかじめ情報を共有し、指導体制を整えておくことが重要であることが認識された。

##### 3) 研究協力者の概要

本研究における研究協力者は、前述の「介護の講演会」において介護実習の現状を発表した介護福祉士養成施設の専任教員1名、実習指導者1名、介護実習を経験した実習生3名である。研究協力者の基本属性は表5の通りである。

##### 4) 研究における倫理的配慮

本研究は、長崎国際大学社会福祉学科倫理委員会の承認（承認番号：SW20199016）を受けて、介護福祉士養成施設の専任教員、介護実習指導者、実習生に研究に対し「研究倫理遵守に関する誓約書」を説明したうえで同意を取り、データを使用する事とした。なお、本研究においては、介護福祉士養成施設の専任教員、実習指導者、実習生の語りの音声データをもとに分析を行うという手法を取っている。分析対象の語りのデータには、研究者3名のうち1名の語りが含まれており、分析・考察・結論において研究者の主観の排除が困難になる可能性がある。このことから、分析対象のデータにおいて語りを行っ

表 5 研究協力者の概要

	養成校教員	実習指導者	学生A	学生B	学生C
性別	女性	男性	男性	女性	男性
年齢	40代	30代	20代	20代	20代
資格取得ルート	養成校ルート (大学)	養成校ルート (大学)	—	—	—
教歴	15年	—	—	—	—
実務経験	5年	8年	—	—	—
学年	—	—	2年生	3年生	4年生

ていない研究者で分析・考察・結論の検討と執筆を行うことで、研究の客観性を担保し研究における倫理的配慮とした。詳細については、「附記」に明示する。

## 2. 分析の方法

### 1) テキストマイニング

テキストマイニングとは、インタビューや自由記述のアンケートなどの文章型すなわちテキスト型のデータを分析する方法であり、情報科学の分野で活発に研究が行われている。テキストマイニングの方法やコンピューターのソフトウェアは数多く存在するが、本研究においては、計量テキスト分析の手法を具現化するためのソフトウェアである KH coder を用いる。

樋口 (2014) は、計量テキスト分析を以下のように定義づけている。「計量テキスト分析とは、計量的分析手法を用いてテキスト型データを整理または分析し、内容分析 (content analysis) を行う方法である。計量テキスト分析の実践においては、コンピューターの適切な利用が望ましい。」<sup>16)</sup>

本研究においては、介護の講演会における語りの音声データをテキスト化し KH coder で分析した。分析に用いる KH coder のコマンドとして、①抽出語リストを用いた頻出語分析、②共起ネットワーク分析を行った。

### 2) 頻出語の分析

KH coder には、テキストデータの中から語を自動抽出し、多く出現していた語の確認を行う、抽出語リストを作成する機能が存在する。これにより、

介護の講演会において語られた「介護実習に対する認識」の中で多く出現した語について、その出現回数を確認するという客観的な指標として使用することが出来る。

本研究においては、介護福祉士養成施設の専任教員、介護実習指導者、介護実習を経験した実習生の三者の語りにおける頻出語を、それぞれ確認することで、両者に含まれる語の共通性を検証するために用いる。

### 3) 共起ネットワーク分析

共起ネットワーク分析とは、上で述べた抽出語リストのうち、出現パターンの類似性や語同士のつながりを可視化できるものである。共起ネットワークの描画においては、語を囲む円の大きさが出現率を表し、円と円を結ぶ線 (edge) を用いて共起関係を示している。

本研究においては、介護福祉士養成施設の専任教員、介護実習指導者、介護実習を経験した実習生の三者の語りにおける、それぞれの共起ネットワーク分析を用いて、認識や思考プロセスにどのような違いがあるのかを比較検討するために用いるものとする。また、総合考察において、三者の認識に関する概念図をする際の基礎として用いる事とする。

### 4) KH coder を用いた質的分析

「KH coder」が行う処理として、図に示す通り、テキスト型データの中から語を自動抽出したうえで多変量解析を行うことを基本として、テキスト型データの中で多く出現していた語の確認が出来る。多変量解析の1つ目の段階として、階層的クラスター分析、多次元尺度構成法、共起ネットワークな

ど、語と語の結びつき（共起）を探ることが可能である。

本研究においては、KH coder によって自動抽出及び自動生成された共起ネットワークをもとに、テキストデータを概観しつつ質的に分析を行うことで、恣意的な操作をできるだけ行わず概念を整理する仮説生成を行うこととする。

#### IV. 結 果

##### 1. 「教員の語り」の結果

###### 1) 頻出語の内容（抽出語リスト）

介護の講演会における介護福祉士養成施設の専任教員の語りをもとに、KH coder により自動抽出された頻出語は以下の通りである（表6）。

頻出語の特徴として、「実習」19回、「学生・学生さん」合わせて14回、「指導者さん」4回、「利用者さん」3回と介護実習に関わる人が抽出されていることがわかる。

表6 介護福祉士養成施設の専任教員の語りから自動抽出された頻出語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
実習	19	指導	3	三者間連携	2
思う	10	事後指導	3	支援	2
行う	9	少ない	3	施設・事業所	2
学生	8	障る	3	時間数	2
学生さん	6	振り返る	3	実際	2
状況	6	生活支援技術	3	実習先	2
段階	6	伝える	3	実習目標	2
イメージ	5	方々	3	種別	2
理解	5	利用者さん	3	充実	2
指導者さん	4	3年次段階	2	職員	2
次	4	ご協力	2	世代	2
深める	4	ご覧	2	対象	2
設定	4	スライド	2	知る	2
頂く	4	ディスカッション	2	地域	2
展開	4	一通り	2	中心	2
2年次	3	科目	2	提供	2
4年次	3	科目間連携	2	伝わる	2
意識	3	課題	2	特徴	2
異なる	3	介護実習	2	風	2
介護	3	介護総合演習	2	分野	2
介護過程	3	学び	2	聞く	2
確認	3	記録	2	方法	2
学ぶ	3	現段階	2	本学	2
計画	3	行える	2	立案	2
向上	3	行く	2	連携	2
考える	3	今	2	老人	2

##### 2) 共起ネットワークの内容

講演会における介護福祉士養成施設の専任教員の語りをもとに、KH coder により描画された共起ネットワークは以下のとおりである（図1）。なお、共起ネットワーク描画における条件は、出現回数が2回以上の語であり、それに該当する上位78語によって描画されている。

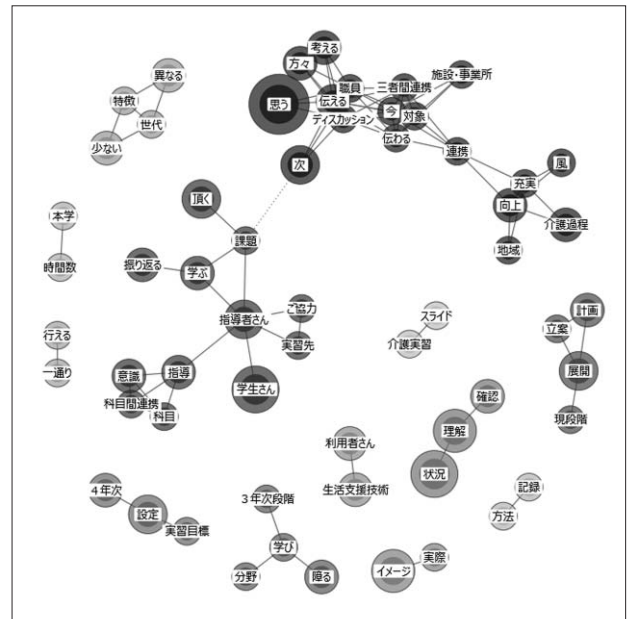


図1 介護福祉士養成施設の専任教員の語りから自動描画された共起ネットワーク

##### 2. 「実習指導者の語り」の結果

###### 1) 頻出語の内容（抽出語リスト）

介護の講演会における介護実習指導者の語りをもとに、KH coder により自動抽出された頻出語は以下の通りである（表7）。

頻出語の特徴として、「実習生」29回、「実習」13回、「養成校」13回、「現場」7回などが抽出されていることがわかる。











以上のことから介護実習指導者は、【介護福祉士としての能力】において、介護福祉士として必要な、心身の状況に応じた介護の能力や、多職種が共同して介護を行う現場を理解する必要があると認識していることが明らかとなった。

カテゴリ②【実習指導者の役割】には、〈実習生のサポート〉〈記録を通しての指導〉〈実際の現場で行う指導〉というサブカテゴリを生成した。以下、生成したサブカテゴリの考察を行う。

サブカテゴリ②-1〈実習生のサポート〉から介護実習指導者は、介護福祉士養成施設と介護実習施設が互いに情報共有を行い、その情報を実習施設内の職員に分かってもらった上でチームとして実習生をサポートすることが必要であると認識していることがわかる。

サブカテゴリ②-2〈記録を通しての指導〉から介護実習指導者は、記録は実習生の理解度を知る上で重要なツールであると位置づけ、カンファレンスにおいて活用しようとしていることがわかる。

サブカテゴリ②-3〈実際の現場で行う指導〉から介護実習指導者は、介護実習の意義を理解し、実習受け入れの準備や実習中の調整、介護福祉士養成施設との連絡など現場での実習における学びが十分に出来るよう準備を行っていることがわかる。

以上の事から介護実習指導者は、【実習指導者の役割】として、チームとして実習生をサポートすることや、記録を用いた指導を行う事、現場での実習が十分に出来るよう調整するという役割を認識していることが分かった。

カテゴリ③【利用者と関わることによる学び】には、〈現場の魅力を伝えるための雰囲気づくり〉〈介護技術を通じた関わり〉〈実習生に合わせた実習プログラム〉という3つのサブカテゴリを生成した。以下、生成したサブカテゴリの考察を行う。

サブカテゴリ③-1〈現場の魅力を伝える雰囲気づくり〉から介護実習指導者は、自身の経験を活かして、介護の魅力を伝えられるよう、楽しい雰囲気を大切に、実習生の気持ちを大切にしながら関わりようとしていることがわかる。

サブカテゴリ③-2〈介護技術を通じた利用者との関わり〉から介護実習指導者は、介護技術を通し

て利用者と関わることを大切に考え、時には現場で行われていることを見て学ぶことを大切にしていることがわかる。

サブカテゴリ③-3〈実習生に合わせた実習プログラムの作成〉から介護実習指導者は、実習生一人ひとりに合わせた実習計画を作成することで実習生が安心して実習出来る環境を整えようとしていることがわかる。

以上の事から介護実習指導者は、【利用者と関わることによる学び】として、介護の魅力を伝えるために楽しい雰囲気を大切にしながら、介護技術を通して利用者と関わることを意識した、実習生一人ひとりに合わせた実習計画を作成して実習の受け入れを行っていることが明らかとなった。

### 3. 共起ネットワーク分析にもとづく「実習生の語り」のカテゴリ

『実習生の語り』の共起ネットワーク分析(図3)をもとに、カテゴリを太線で、サブカテゴリを細線で示した(図6)。その結果として、3つのカテゴリを生成することができた。以下、それぞれのカテゴリ及びサブカテゴリについて述べていきたい。なお、説明の際に下線を用いた語は、共起ネットワークにおいて抽出された語を表わしている。

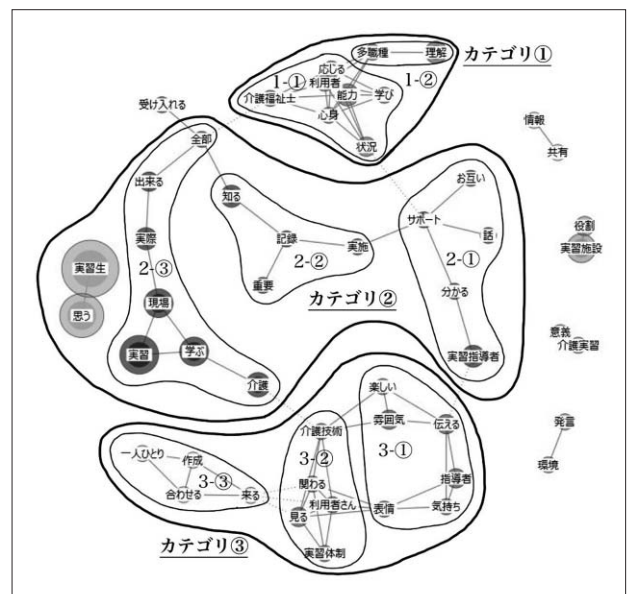


図5 介護実習指導者の語りから自動描画された共起ネットワークをもとにカテゴリ・サブカテゴリを生成したもの



カテゴリ①【介護現場での学び】には、〈介護過程を通じた関わり〉〈各年次で身についた能力〉〈個別支援の難しさと大切さ〉というサブカテゴリが生成できた。以下、生成したサブカテゴリの考察を行う。

サブカテゴリ①-1 〈介護過程を通じた利用者との関わり〉から実習生は、利用者に対する個別支援の重要性を理解したうえで、ケアプランを作成することが重要であると認識している。その中で、計画を作成する上で利用者の思いや情報を整理する事の困難さに直面し、混乱し躓きながら、教員の指導を受けて乗り越えてきたと認識していることが分かった。

サブカテゴリ①-2 〈各年次で身についた能力〉から実習生は、年次ごとの様々な学びから、介護福祉士として身に付けなければならない能力に気づくなど、段階的に自身の成長を感じているという事がわかった。

サブカテゴリ①-3 〈個別支援の難しさと大切さ〉から実習生は、現場の方々の実践を目の当たりにし、その素晴らしさに感銘を覚えつつ、自身が担当する利用者等への個別支援の難しさに気づき、利用者に合わせて介助の方法について知る機会を得ていると認識していることが分かった。

以上のことから、【介護現場での学び】においては、利用者に対する個別支援の重要性を理解したうえで、ケアプランを作成することが重要であり、そのためには、年次ごとの様々な学びから、介護福祉士として身に付けなければならない能力に気づく事や利用者に合わせて介助の方法について知ることが必要であると認識していることが明らかとなった。

カテゴリ②【関わりからの学び】には、〈利用者との信頼関係〉〈職員との関係性〉というサブカテゴリを生成した。以下、生成したサブカテゴリの考察を行う。

サブカテゴリ②-1 〈利用者との信頼関係〉から実習生は、利用者との信頼関係構築のために、自身の介護観やその人に合わせた介護を行うことの重要性を改めて考える機会となり、関わる事が出来たのではないかと認識している事がわかる。

サブカテゴリ②-2 〈職員との関係性〉から実習

生は、介護実習受け入れ先の職員が行うスムーズな介護や利用者との関係の作り方を見て学び、自身もそれを実施しながら成功や躓きを経験しながら介護実習に取り組んでいたと認識している事がわかる。

以上のことから、【関わりから学ぶこと】においては、職員の介護を見ながら実習生自身も、利用者との信頼関係構築のために、自身を内省する機会を得ることが出来るとともに、様々な経験をしてきたと認識していることが明らかとなった。

カテゴリ③【その他の学びや困ったこと】には、〈実習日誌の書き方〉〈実習前の確認〉〈反省会の進め方〉〈自然災害時の対応〉〈質問のタイミング〉というサブカテゴリを生成した。以下、生成したサブカテゴリの考察を行う。

サブカテゴリ③-1 〈実習日誌の書き方〉から実習生は、介護実習における実習日誌の書き方に戸惑いや困惑を感じていたことがわかる。これに関しては、自身の能力の問題であるか、介護福祉士養成施設の専任教員あるいは介護実習指導者の指導が不足していたのか等の発言はなかったが、記録に対する戸惑いや困惑は表出されていた。

サブカテゴリ③-2 〈実習前の確認〉から実習生は、介護実習を行うにあたり、実習前の準備や確認が不足していたと認識していたことが分かった。

サブカテゴリ③-3 〈反省会の進め方〉から実習

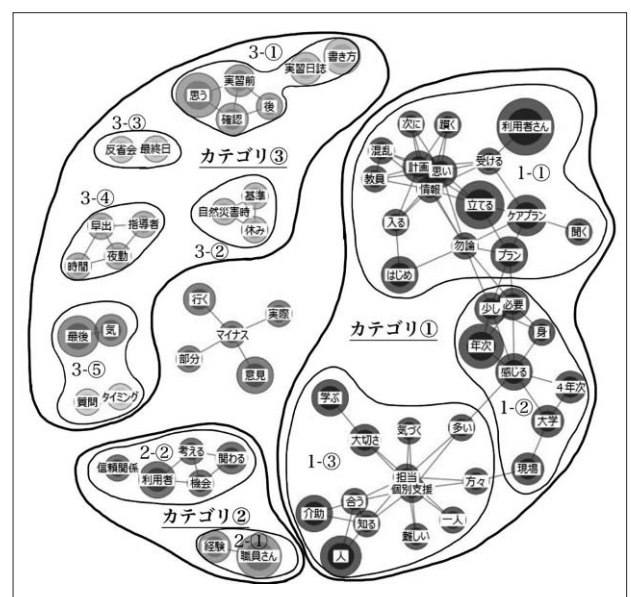


図6 学生の語りから自動描画された共起ネットワークをもとにカテゴリ・サブカテゴリを生成したものの

生は、介護実習の最終日に実施する反省会の進行のやり方について事前に確認できなかつたと認識している事がわかつた。

サブカテゴリ③-4〈自然災害時の対応〉から実習生は、台風や大雨等の自然災害時に、介護実習の実施に関して基準があいまいであったと認識していることがわかつた。

質問するタイミングが図れず困った思いをしていた事がわかつた。

以上のことから、【その他の学びや困ったこと】においては、実習日誌の書き方、実習前の確認、反省会の進め方、自然災害時の対応、質問のタイミングの難しさ等、介護福祉士としての専門性を身に付けるというよりも、社会人としての自律性を養うための項目について学びを深め困難さを感じながら介護実習を実践してきたことが明らかとなつた。

#### 4. 実習に関する認識の概念図の検討

##### 1) 介護福祉士養成施設の専任教員の認識に関する概念図

これまで、介護福祉士養成施設の専任教員の語りをもとに共起ネットワークにおいて描画された図を用いて考察した内容をもとに、概念図を作成すると図7の通りとなる。

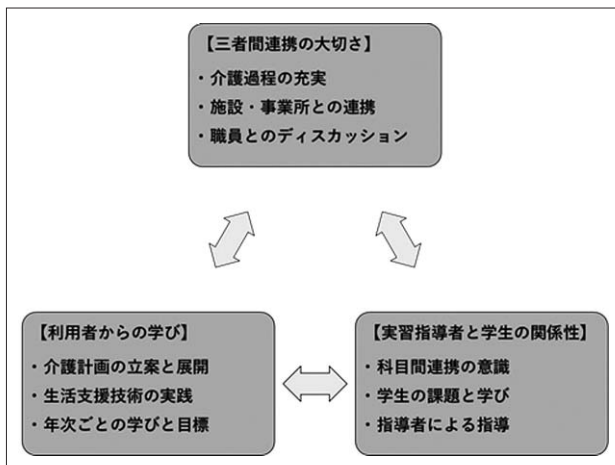


図7 介護福祉士養成施設の専任教員の語りをもとに作成した概念図

##### 2) 介護実習指導者の認識に関する概念図

これまで、介護実習指導者の語りをもとに共起ネットワークにおいて描画された図を用いて考察し

た内容をもとに概念図を作成すると図8の通りとなる。

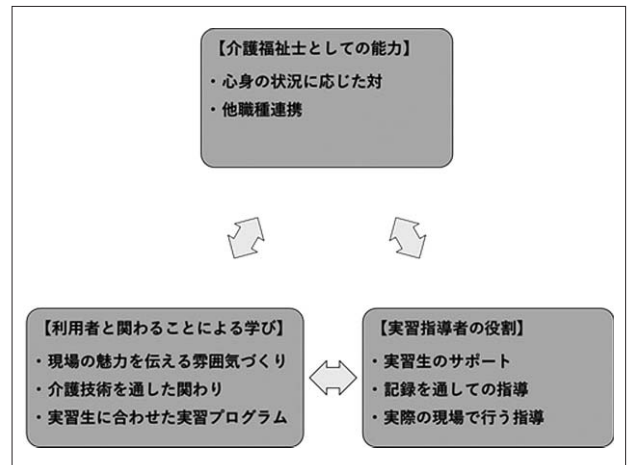


図8 介護実習指導者の語りをもとに作成した概念図

##### 3) 実習生の認識に関する概念図

これまでの実習生の語りをもとに、共起ネットワークにおいて描画された図を用いて考察した内容において、概念図を作成すると以下の通りとなる。

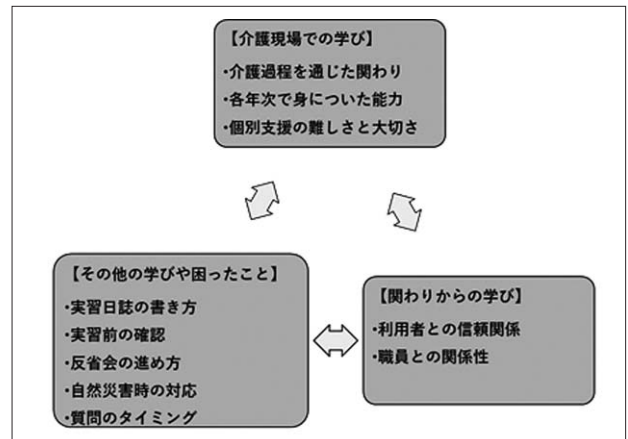


図9 実習生の語りをもとに作成した概念図

#### 5. 総合的な考察

前項で作成した、介護福祉士養成施設の専任教員、介護実習指導者、実習生の概念図を用いて、介護実習における三者の認識に関するモデルを作成する。

介護福祉士養成施設の専任教員は、【三者間連携の大切さ】【利用者からの学び】【実習指導者と学生の関係性】を大切にしたいうえで、実習生を受け入れる施設・事業所との連携を図ることがわかつた。実

習先の介護実習指導者との連携を行いながら、実習生の話を取り、必要な指導を行っている。

介護実習指導者は、介護福祉士養成施設の専任教員との連携をもとに、【利用者に関わることによる学び】の準備として、実習生に合わせた実習プログラムを作成し、介護技術を通じた利用者のかかわりを行いやすい雰囲気を作り、実習生が【介護福祉士としての能力】を獲得できるよう指導したうえで、【実習指導者としての役割】の一つとして、介護福祉士養成施設の専任教員に対して連絡を取り、積極的に連携を図っていることが分かった。

実習生は、【介護現場での学び】【かかわりからの学び】【その他の学びや困ったこと】などの認識を持ちながら、戸惑いや躓きを持ちながら実習を行っていることが分かった。

これらの事を総合的に考察すると図10のような概念図を作成することが出来る。この概念図から、介護福祉士養成施設の専任教員及び介護実習指導者の間において、二者間の連携の重要性を相互に理解したうえで、必要に応じた連絡や調整が行えているこ

とがわかる。また、実習生への指導という側面を見ると、【介護現場での学び】【関わりからの学び】に関しては、介護実習指導者から指導を受け、【その他の学びや困ったこと】に関しては主に介護福祉士養成施設の専任教員から指導を受けていると認識していることが明らかとなった。

## VI. 結 論

### 1. 三者の認識の概念図から見える介護実習の現状と課題

#### 1) 介護実習の現状

介護福祉士養成施設の専任教員、実習生、介護実習指導者の三者の語りをもとに、それぞれの認識に関する概念図を作成し、総合的な考察を行ってきた。その結果として、介護実習に関する現状が明らかとなった。

介護実習の現状として、介護福祉士養成施設の専任教員と介護実習指導者の二者の連携に関する認識では、その重要性を相互に理解したうえで、必要に応じて話し合いを行い、連絡を行う等の具体的な行

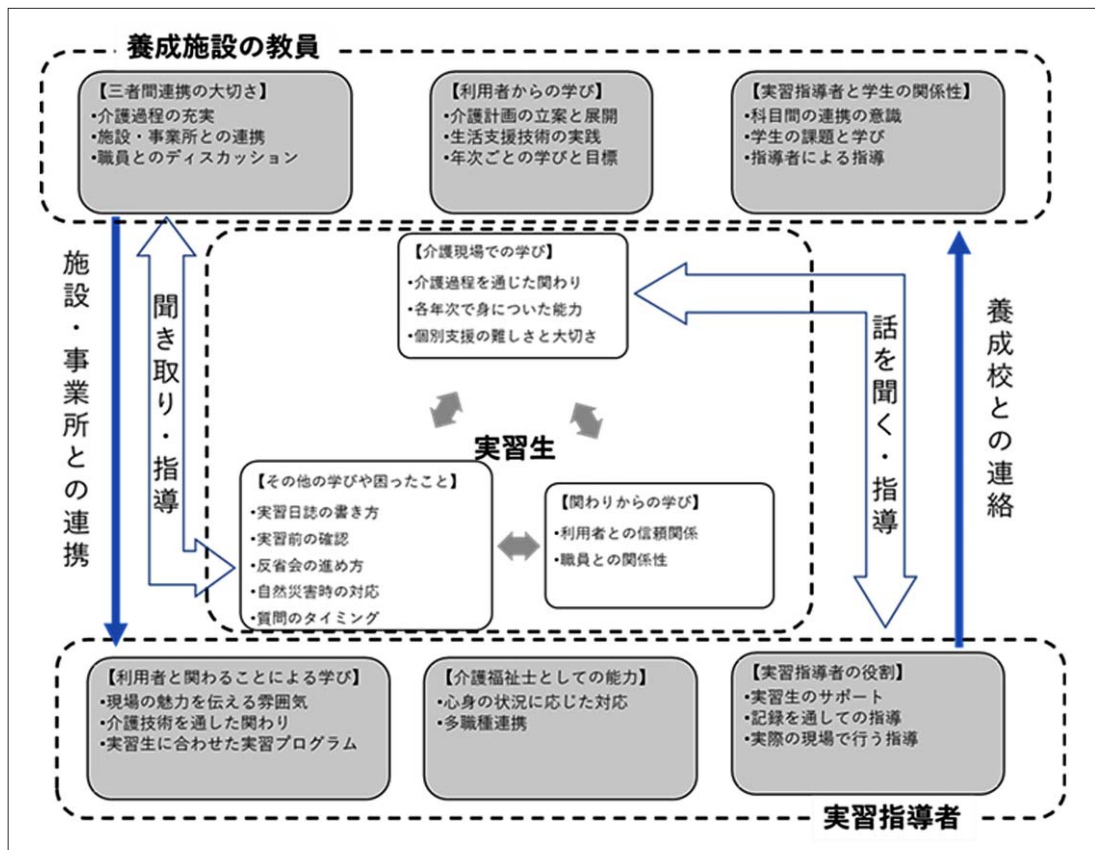


図10 介護福祉士養成施設の教員、実習指導者、実習生の語りをもとに作成した概念図



動を起こせていると認識していることがわかる。また、二者間の連携における共通キーワードとして、「利用者との関わり」「生活支援技術（介護技術）」等が挙げられる。また、キーワードの共通性は見いだせなかったが、両者が強く認識していると考えられるものとして、介護福祉士としての専門性の獲得に対する事項であることが推測できる。その理由として、介護福祉士養成施設の専任教員の語りから抽出されたサブカテゴリを概観すると、〈介護過程の充実〉〈生活支援技術の実践〉〈介護計画の立案と展開〉から、介護福祉士の専門性の一つである、専門的知識及び技術に基づいた介護実践のための思考過程の獲得を重要視しているであると考えられるためである。

また、介護実習指導者の語りから抽出されたサブカテゴリを概観すると、〈介護技術を通じた関わり〉〈心身の〉〈状況に応じた対応〉〈他職種連携〉〈記録を通しての指導〉から、介護福祉士が誕生した当初からの主要業務であった身体的ニーズを充足するための介護技術を中心として、近年の介護福祉士に求められる認知症の利用者への対応を示す〈心身の状況に応じた対応〉等の獲得を重要視している事が推測できる。

介護実習において介護福祉士養成施設の専任教員と介護実習指導者の間では、実習生が介護福祉士としての専門性を獲得するために、介護技術や認知症ケアを実践するための思考過程を重要視した指導と連携を行っているのではないかと仮説を立てることが出来る。

## 2) 介護実習の課題

本研究において、介護福祉士養成施設の専任教員と介護実習指導者は、介護技術や認知症ケアを実践するための思考過程を重要視した指導と連携を行っているとは仮説を立てることが出来た。これを踏まえた介護実習の課題は、実習生の認識と介護福祉士養成施設の専任教員ならびに介護実習指導者の認識が乖離あるいは不足していることであるといえる。

その理由として、実習生の語りから作成した概念図を概観すると、〈介護過程を通じた関わり〉というサブカテゴリから、介護過程を重要視していることは推測できる。しかし、専門的知識や技術を統合

化するためのものが介護実習であること、その介護実習で介護過程に取り組んでいるという認識や、それが介護福祉士としての専門性の獲得に直結しているという認識に至っていないという推測ができる点である。

また、実習生の語りから、利用者及び職員との関係性の構築に関する項目については抽出できた点を考えると、実習生は、介護福祉士としての専門性を意識し介護実習に取り組んでいるというよりも、介護職員としての業務遂行能力に注視している可能性が考えられる。

これらの事から考えると、介護実習における課題は、介護福祉士養成施設の専任教員と介護実習指導者が目標としている、介護福祉士としての専門性について思考し獲得させるという目的が、実習生に伝わっていない事であるということが出来る。

## VII. 本研究における限界と残された課題

本研究は、本学の介護福祉士養成カリキュラムにおいて教育および指導を行う専任教員と、そこで学修を行う実習生ならびに実習受け入れ施設の介護実習指導者の語りをもとに分析を行ったという点で、本学の養成施設及び実習施設の所在地の地域性等のきわめて限定的なものであるといわざるを得ない。したがって、調査対象が変化することで違う結論が導かれる可能性があることが本研究の限界であると考える。その一方で、これまで本学では行われることがなかった介護福祉士養成施設の専任教員、実習生、介護実習指導者の三者の介護実習に対する認識を分析したことは、今後の実習指導にとって有意義なものとなると思う。

残された課題としては、今後も介護実習に関わる三者の認識に関する調査分析を継続的に行いながら、縦断的な研究とすることであると考える。さらに、本研究で導き出した仮説をもとにそれを実証する方法の検討と、再調査を行う必要があると考える。また、仮説において触れた生活支援技術（介護技術）及び認知症ケアに関する教育や指導、さらには本研究では取り扱わなかった、介護実習との科目の連動性の強い介護総合演習（実習事前・事後指導も含む）においても介護実習指導者と連携を図りながら学習



内容を検討することも必要であると考え。

介護福祉士養成施設の専任教員ならびに介護実習指導者と介護実習施設の職員の指導方法や考え方に相違、齟齬、乖離がないかについてさらに調査研究を行う必要があると考える。

## 附 記

本稿は、2019年度における長崎国際大学社会福祉学科共同研究によって行われた研究の報告である。

- ① 浦執筆部分：はじめに、研究の背景と目的、介護福祉士養成課程における介護実習の位置づけ
- ② 石橋執筆部分：研究の方法（「介護の講演会」の内容）
- ③ 久田執筆部分：研究の方法、結果、考察、結論、本研究における限界と残された課題

上記の分担で執筆を行った。

## Ⅷ. 文 献

- 1) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2015)「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 平成27年2月23日資料 [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000075025.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000075025.pdf) (2020年10月15日閲覧)
- 2) 社会福祉振興・試験センター 介護福祉士登録者数 [http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf\\_t04.pdf](http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04.pdf) (2020年10月24日閲覧)
- 3) 社会福祉士及び介護福祉士法 社会福祉士及び介護福祉士法案要綱 <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/316.pdf> (2020年10月24日閲覧)
- 4) 衆議院ホームページ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 衆議院立法情報制定法律情報第108回国会制定法律の一覧法律第三十号(昭六二・五・二六) [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/10819870526030.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/10819870526030.htm) (2020年10月23日閲覧)
- 5) 厚生労働省ホームページ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 昭和六十二年五月二十六日 法律第三十号 [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82021000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82021000&dataType=0&pageNo=1) (2020年10月24日閲覧)
- 6) 厚生労働省ホームページ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2015)「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 平成27年2月23日資料 [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000075025.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000075025.pdf) (2020年10月15日閲覧)
- 7) 公益社団法人日本介護福祉士会 (2020) 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「介護福祉士養成における効果的な介護実習の在り方に関する調査研究事業」報告書
- 8) 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集(2002) 第一法規出版株式会社
- 9) 厚生労働省ホームページ 平成19年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて 新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例(案) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei03.pdf> (2020年10月30日閲覧)
- 10) 厚生労働省ホームページ 平成19年度介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて(全体版) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf> (2020年10月30日閲覧)
- 11) 第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会『「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』
- 12) 厚生労働省ホームページ 平成19年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて 新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例(案) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei03.pdf> (2020年10月28日閲覧)
- 13) 厚生労働省ホームページ「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」検討のまとめ(参考資料) 介護福祉士養成課程のカリキュラム(案) 第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成30年2月15日) 参考資料2 [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000194333.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000194333.pdf) (2020年10月28日閲覧)
- 14) 公益社団法人日本介護福祉士会 (2019)「介護実習指導のためのガイドライン」 [http://www.jaccw.or.jp/pdf/chosakenkyu/H30/kaigo\\_shidou\\_guideline.pdf](http://www.jaccw.or.jp/pdf/chosakenkyu/H30/kaigo_shidou_guideline.pdf) (2020年10月25日閲覧)
- 15) 荒木隆俊, 伊藤和雄, 松田水月, 宮地康子 (2015)「介護福祉士養成に伴う, 教育現場と介護現場の役割と連携(2)—介護実習指導者に視点をおいて—」羽陽学園短期大学紀要 第10巻 第1号(通巻35号) 2015年2月 P.89-95
- 16) 樋口耕一 (2014)『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—』ナカニシヤ出版